

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」における
HACCP 導入率達成に向けた取組について

広島県健康福祉局食品生活衛生課

1 食品の安全に関する基本方針及び推進プランにおける数値目標

近年、食品の製造・加工における衛生管理手法については、危害分析・重要管理点方式（HACCP 方式）による衛生管理が国際標準として世界的に普及が進んでいる。

当県においても、県内で製造される食品の衛生管理水準を高めるため、食品製造業者等に対し、HACCP の導入を推進する必要があることから、HACCP 導入率を数値目標の一つとしている。

【HACCP 導入率】（平成 26 年度時点） 1% ⇒ （平成 31 年度末目標） 20%以上

※許認可食品製造施設に対する目標。

2 現状

広域流通食品製造施設を中心に「HACCP に基づく衛生管理」（旧基準 A）の普及が進んでいるが、中小事業者においては、HACCP はコストがかかる、高度で難しいというイメージが根強く残っている。厚生労働省からは弾力的な運用を可能とする「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」（旧基準 B）が示されており、旧基準 A の導入推進に加え、旧基準 B の位置づけ等制度の整備を行う必要がある（参考）。

3 目標達成に向けた施策

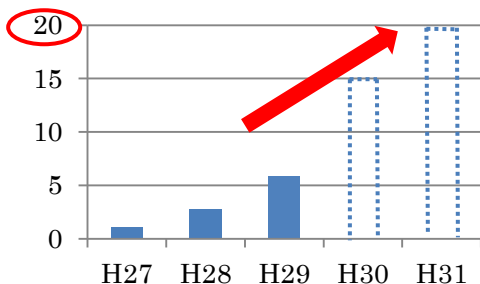
- (1) 食品事業者への普及・導入支援
- (2) 食品衛生監視員の資質向上、HACCP 導入推進検討会の開催
- (3) 消費者、流通・販売業における理解・関心の醸成（かき HACCP の取り組み）
- (4) 広島県食品自主衛生管理認証制度の整備

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 制度の整備（条例改正，周知等） | → | | → | → | |
| 具体的方策の検討 | | → | → | | |
| 食品事業者への普及・導入支援 | | → | → | → | → |
| 食品衛生監視員の資質向上 | | → | → | → | → |
| 消費者，流通・販売業における理解・関心の醸成 | | | → | → | → |

4 平成 30 年度における県の具体的取組

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 食品事業者に対する立入等による指導・助言 | → | | | | | | | | | | | |
| 食品衛生監視員向け研修 | | → | | | → | | → | | | → | | |
| HACCP 講習会の開催 | | | → | | → | | → | → | | → | → | |
| HACCP 導入推進検討会の開催 | | | → | | | | → | | | | → | |
| かき HACCP の取り組み | → | | | | | | | | | | | |

5 目標達成の見通し



H27 関係条例の改正，周知。

H28 広島食品自主衛生管理認証制度認証施設，ISO22000，FSSC22000 認証取得施設等を含め，2.7%達成。

H29 広域流通食品等製造施設を中心に導入推進し，5.8%達成（広域流通食品等製造施設では 51.0%）。

H30 県内 10 か所で HACCP 講習会を開催する。

かき作業場 HACCP 導入に向けての手順書等の整理。